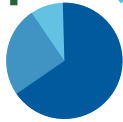




続 適格消費者団体 活動レポート

第5回



差止請求活動と消費者 教育啓発活動の両輪で

木村 基之 Kimura Motoyuki

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ
理事・専門部会会長。弁護士。

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ

2013年12月設立、2017年5月15日に全国16番目、北陸初の適格消費者団体として認定を受ける。

北陸初の適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわは、47年間活動してきた石川県消費者団体連絡会を発展的に解消し、適格消費者団体空白地区であった北陸で新たな認定団体となることをめざし、2013年12月に設立された団体です。設立後、事業者への申し入れ活動や消費者被害防止のための啓発活動など約3年半の実績を積み、2017年5月15日、全国で16番目に内閣総理大臣の認定を受けることができました。現在は、弁護士、司法書士、大学関係者、消費生活相談員、消費者団体などの正会員129名(14団体を含む)、賛助会員4名(1団体を含む)で構成されています。

当団体には、「専門部会」と「消費者部会」が設置されています。専門部会は26名のメンバーで組織され、事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求や申し入れの要否・内容の検討を主に行っています。消費者部会は16名のメンバーで組織され、消費者被害を未然に防ぎ、消費者市民社会を実現するための啓発事業を主に行っています。

専門部会の活動

当団体では石川県内4カ所で、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員との意見交換会を実施しています。会員の弁護士、司法書士も参加し、消費生活センターや窓口へ寄せら

れた相談の傾向の分析や困難事例の相談等を行っています。信頼関係を築くなかで申し入れにつながる情報提供も増えてきています。

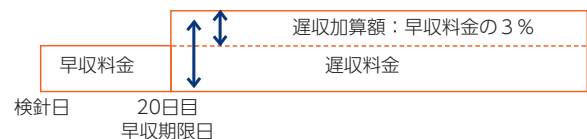
これまでの主な申し入れ事案

事案1 電力会社に対する申し入れ

電力会社では、早収料金・遅収料金制を採用していました。これは、検針日の翌日から20日以内に電気料金が支払われた場合には早収料金が徴収され、検針日の翌日から21日以降に電気料金が支払われた場合には、1日遅れた場合でも日割り計算をせず、早収料金にその3%を加えた遅収料金が徴収されるという制度です(図1)。他の約款と併せて読めば、早収料金の3%が加算される遅収加算額は遅延損害金に他ならず、年利14.6%を超える部分は無効となります(消費者契約法9条2号)。仮に、検針日の翌日から21日目に支払いを行った場合、年利1,095%の遅延損害金が徴収されることになるため、約款を是正するよう申し入れを行いました。申し入れ後、支払期日の翌日から年

図1 早収料金・遅収料金制

■早収期限日(検針日の翌日から20日)前は「早収料金」とし、早収期限日経過後は早収料金の3%を加算した「遅収料金」が請求される。



■1日遅れた場合でも「早収料金」の一律3%を加算した額が請求されるため、年利に換算すると最高1,095%となる(延滞日数が増えるにつれ、年利換算の利率は下がり、早収期限を74日経過した日以降は消費者契約法の上限金利に収まる)。

検針日翌日から起算した日数	10	20	21	30	40	50
早収期限経過後の日数			1	10	20	30
年利に換算した利率(%)	0	0	1,095	109.5	54.8	36.5

利10%の延滞利息を徴収する制度に変更され、約款の変更を確認したため申し入れを終了しました。

【事例2】 ケーブルテレビ会社に対する申し入れ

ケーブルテレビ会社では、ケーブルテレビおよびインターネットの利用期間について、1年間という最低利用期間を設定し、その期間内に解除した場合には、解除料として残余期間に対応する利用料を一括払いしなければならないと定められていました。設備の設置費用・撤去費用は利用者が負担することとされており、解除料はケーブルテレビ会社に生じる平均的な損害を超えるため（消費者契約法9条1号）、約款を是正するよう申し入れを行いました。申し入れ後、最低利用期間の定めが削除され、約款の変更を確認したため申し入れを終了しました。

【事例3】 結婚相談所に対する申し入れ

結婚相談所では、入会時に入会金32,400円、プロフィール作成費用32,400円、管理費用64,800円が徴収されることとなっていて、プロフィール作成費用と管理費用はログインIDとパスワードが発行された時点で返金されないこととなっていました。交際やお見合いを希望する相手を紹介する前に解除した場合でも、129,600円を徴収することとなります。これは特定商取引法において定められている3万円を超える*ため、約款の是正を申し入れしました。結婚相談所との主張・反論を繰り返す中で、料金制度が改定されたことから申し入れを終了しましたが、改定後の約款についても引き続き検討中です。

消費者部会の活動

消費者部会は大学関係者・消費者団体・個人会員から委員を選出し、啓発活動の企画や出前講座のツール作りの検討、講師として活動してもらうなどしています。

* 特定商取引法49条2項2号、同施行令16条

2017年度は適格認定を受けた年でもあり、石川県と金沢市から計7つの事業を受託しました。

そのうち県の「高齢消費者被害防止見守り事業」では消費者安全

確保地域協議会の設立を促す目的で『見守りネットワークのつくり方&運営マニュアル』(図2)の作成と県内3カ所のセミナーを開催しました。「特殊詐欺被害防止対応力向上研修業務委託事業」では、地域のさまざまな団体に声をかけて、県内延べ10回にわたるセミナーを開催し、参加型ワークショップを交えて地域連携のできることを取りまとめました。また、「草の根消費者教室講師活用啓発講座事業」では高齢者の講座向けロールプレイングのシナリオや中学校家庭科の授業向けにインターネットの買い物をテーマにしたプログラムなどを作成して、県が養成した講師と自治体のコーディネーターを行い講師を派遣する事業で計34回の出前講座を実施しました。

【図2】 『見守りネットワークのつくり方&運営マニュアル』



今後の活動

専門部会では現在、貸衣装業者の解約金が平均的損害を超えている事例、語学教室の入学金・月謝の延滞金が年利14.6%を超えている事例、レンタルビデオ店の延滞金が不当に高い事例などを検討しています。中には差止請求訴訟の提起を検討している事例もあり、^{かんかんがくがく}侃々諤々の議論が行われています。

消費者部会では、引き続き行政と連携しながら各世代に応じた消費者教育プログラムの作成と普及を行っていきたいと考えています。